

条例の趣旨・基本理念等について

1 趣旨

この条例は、南海地震による災害（以下「震災」といいます。）から、県民の生命、身体及び財産を守ることを目的に、予防から、地震発生後の応急、復旧、復興までの対策（以下「南海地震対策」という。）を総合的かつ計画的に行うため、県、県民及び事業者等の責務や役割を明らかにするとともに、震災に強い地域社会の実現を目指して、お互いに連携しながら効果的な南海地震対策を推進していくために必要な基本的事項を定めるものです。

2 定義

この条例の骨子案において、次に掲げる用語の意義はそれぞれ次のとおりです。

- (1) 防災関係機関 市町村、国、指定公共機関（災害対策基本法第2条第5号）、指定地方公共機関（同条第6号）、公共的団体や防災上重要な施設の管理者
- (2) 事業者 県及び防災関係機関以外の事業を行う法人並びに個人事業者
- (3) 自主防災組織 災害が発生したときに、被害を最小限にとどめ、又は軽減するために、県民がその居住する地域において、町内会等の単位で、自主的に結成する居住者全員を構成員とする組織
- (4) 津波避難ビル等 津波から緊急に避難するための施設として、津波の浸水が予想される区域内において、市町村が、指定する堅固な中・高層建物などの人工構造物。主に、昭和56年6月1日以後の耐震設計基準によって建築された建築物又は耐震診断によって耐震安全性が確認されている建築物でかつ、3階建以上の鉄筋又は鉄骨鉄筋コンクリート造りの建築物が指定されます。
- (5) 緊急避難場所 高台（津波浸水のおそれのない高さに位置し、周辺住民が緊急に避難できる一定の広さのある場所）及び津波避難ビル等

<用語の定義は、今後、骨子案を検討するなかで追加、修正する>

3 基本理念

震災に強い地域社会が実現されるよう、次に掲げる基本理念に基づき、南海地震対策を推進しなければいけません。

- (1) 県民は、南海地震という未曾有の災害に遭っても、生き抜くことは自らの権利であり、安易にその権利を放棄すべき（あきらめる）ものではないと認識する一方、その権利（命）は自らで守らなければならないという自覚に基づき「自助」の取り組みを進めること。
- (2) 県民は、それぞれの人の生き抜く権利が守られるよう、日頃から支え合い、地震発生後には、互いに助け合う「共助」の取り組みを進めること。

- (3) 県民の「自助」「共助」の取り組みを、「公助」として県、市町村等が支援し、補完することを基本に置き、行政、県民、自主防災組織、事業者、NPO、防災関係機関など様々な立場の方が、役割を分担し、お互いに連携して取り組んでいくこと。
- (4) 南海地震対策を、県民運動として広げ、生活、仕事、教育の中に防災文化として根づかせていくこと。

4 権利・責務・役割

県民の責務

県民は、自らの命は自らで守るため、南海地震に関する知識の習得や、予防対策、自らの判断による危険の回避などを行うよう努めなければいけません。

県民は、日頃から支え合うとともに、自助の取り組みが行動に移されるようお互い啓発しあい、地震発生後には、助け合って避難や救助、避難生活などを行うよう努めなければいけません。

事業所の責務

事業者は、南海地震を視野に入れて事業活動を行い、地震発生後に、事業所内の人の生命及び身体の安全を守り、自らの事業の継続や雇用の場の確保をしつづけることは、自らのためのみならず、社会的責任であるという自覚に基づき、その取り組みを行うよう努めなければいけません。

県の責務

県は、「自助」「共助」の取り組みが促進され、継続して行われるよう、市町村や国等の防災関係機関と密接に連携し、その取り組みを支援するとともに、自らが行う社会基盤の整備や専門的な応急救助活動などの取り組みの計画的かつ総合的な推進に努めます。

県は、震災に強い地域社会を実現するため、市町村等と連携して、防災力を高める人づくりや日頃から支え合う地域づくり、ネットワークづくりの支援に努めます。

市町村の役割

市町村は、基礎的な地方公共団体として、県、自主防災組織、ボランティアなどの地震防災に関係する機関と連携して、当該市町村の地域や住民の生命、身体、財産を地震災害から守るための施策の推進に努めなければいけません。